

玉川上水を 玉川上水起元並野火留分水口之訛書

で調べる(二)

角田清美
山下哲也

玉川上水は、関東山地から東京湾へ流れ下る多摩川の水を、中流の羽村堰で取水し、そこから武藏野台地のほぼ中央を東西方向に横断する上水路である。取水堰の所在地の現住所は西多摩郡羽村町羽東三丁目で、この標高は約百二十四・五メートルである。一方、玉川上水の末端は四谷大木戸の水番屋で、現住所は新宿区内藤町八十七番地・東京都水道局大木戸営業所内となつており、標高は三十二・一メートルである。この間の距離は四十二・七四キロメートルなので、玉川上水の平均勾配は一〇〇〇分の約二・一六となり、角度に換算すると約十分になる。

すでに知られているように、玉川上水の開削について述べた直接の史料はない。玉川上水が開削されたのは、承応

二年（一六五三）十一月である（承応三年六月と言う説もある）が、上水路の開削について記載された最も古い史料は、承応二年（一六五三）から六十三年後の正徳五年（一七一四）に書かれた「玉川庄右衛門清右衛門の書付」を資料として、寛政三年（一七九一）に、江戸幕府普請奉行上水方道方の石野遠江守広道が書いた「上水記」である。

ところで、昭和九年六月に、江戸学者として知られた三田村鷺魚氏が東京朝日新聞に「玉川上水起元」を発表し、「上水記」以外にも玉川上水の開削の経過について記録した史料があることを公にした。さらに、上水の開削が庄右衛門・清右衛門の二人の業績ではないこと、「上水記」に小さい文字で「一説松平伊豆守の臣某か考ふる所也是に

よりて野火留分水口は格別の掘割にて古諺伊豆殿堀といふ

又云古伊豆守の家郡方役人安松金右衛門工夫にて主人被申立吟味之上野火留上水出来す云々と書き加えられている事の意味についても述べた。そして、昭和十七年十二月には「玉川上水の建設者 安松金右衛門」(電通出版部)を公けにし、大河内家文書の一部である「玉川上水堀之起発並野火留村引取口訳書」を史料として、玉川上水の開削の経過について詳細に述べている。

三田村氏によると、「玉川上水堀之起発並野火留村引取口訳書」は、享和三年(一八〇三)九月に、水道奉行佐橋長門守が、時の老中松平伊豆守の諮問に対し提出したものです。この「訳書」も、玉川上水が開削されてから一五〇年も経てから記載されたものなので、内容については疑問の点もいくつかある。しかしながら、判断は読者にゆだねる事にして、ここでは二・三の解説を加える程度にとどめる。なお、ここに紹介する「玉川上水起元並野火留分水口之訳書」は、都立中央図書館(東京資料文庫)に保管されているもので、大河内家文書の写しであるとされている。

一、訳書の内容を佐橋長門守に報告したのは、原半右衛門組与頭勤向の小島文平である。原半右衛門は八王子千人同心の、十人いた千人頭の一人である。文政七年(一八二四)の千人頭の知行高は、志村又右衛門が最も多く五〇九石二斗・十ヶ村、原半右衛門は三四二石余・七ヶ村

で第四位である。

二、一名の千人頭には十名の組頭と八九名の平同心がつくるが、小島文平は組頭だった。寛政十二年(一八〇〇)には、半右衛門胤敦と弟新助に引いられた同心の二・三男のうちから一〇〇名が、蝦夷地開拓のため北海道に渡つており、小島文平も深く関係している。

三、半右衛門胤敦や植田孟縚らは、文化十年(一八一三)には地誌捜索の幕命を受けたため、多摩・高麗・秩父郡の調査にあたった。

四、小島文平が訳書にある内容を知っていたのは、文平の先祖の善兵衛が小川村に住み、大庄屋を勤め、村内の人足を引連れて玉川上水や野火留分水の開削工事に参加したため、小島家に詳しい申し伝えがあつたためだとされている。しかしながら、武藏野には小川村が現在の秋川市・小平市・町田市の三ヶ所にあり、秋川市の小川村は平安時代の「和名鈔」(九三一~九三七)にも記載されていることから、古い村であることがわかる。小平市小川村は玉川上水や野火止分水には近いが、ここは小川九郎兵衛が明暦年間(一六五五~一六五八)に開いたところなので、ここは該当しない。町田市小川村は室町時代末期頃から古文書に見える村で、「武藏田園簿」では村高一三八石余となっている。

五、小島善兵衛は「村内人足を引連れて」上水路の開削に

参加したらしいが、どのような人々が『人足』となつたのであらうか。『書上』には開削工事の着工期日や竣工期日が記載されていない。承応二年説では四月から十一月までの農繁期で、承応三年説では農繁期や農閑期を含んだ一年半である。

江戸時代における日本の経済は、農民が生産する米が基礎であり、年貢の取立ては事の外きびしかった。児玉幸多著の『近世農民生活史』は、近世の農民生活（特に年貢の取立て）について、次のように紹介している。

『年貢をともかく納入できれば農民としては一か年の重荷を卸したことになるが、納入できない者、すなわち未進者は悲惨な目に遭つた。皆済まで庄屋またはそれに代るべき者を人質として抑留するという所もあり、小倉藩では手永手代が出張して取り調べ、未進者が数日の延期を願い出て方頭（組頭に当る）以下組合の者が保証すれば帰宅を許し、さもなければ手錠をかけて庄屋役宅に監禁する。その間に親類組合仲間にて融通がつけば放免されるが、永年未進が続けばそれを償却することは不可能となり、ついには本人が逃走すなわち欠落をするようになるのであつた。鹿児島藩では皆済期限後に未進究衆

という督促の役人が巡回し、その有米一切を調べて皆済得る者には皆済させ、できない時はその家族等を質入として、これを売つて皆済させた。また未進者に対して賃

卷^{まき}を行ふこともしばしばあつた。』

引用が長くなるのでこれ以上は略するが、農民は老人から幼ない子供まで、朝はまだ暗いうちから夕方は暗くなるまで、晴れの日も雨の日も、重い年貢のために働くかねばならなかつた。また、気候不順で収穫が減つたり、助郷をはじめとした負担の増加があつても、よほどの事がない限り、年貢の負担が減るような処置が行われるような事はなかつた。そのような状況のもとで、農民たちが善兵衛に引連れられて、人足として上水の開削に出掛けられたであらうか。知りたいものである。

参考文献

三田村鶴魚（一九四二）『玉川上水の建設者 安松金右衛門』、二四七ページ。（電通出版部）

村高幹博（一九三四）『玉川上水起元』、五二ページ。（とう写印刷）

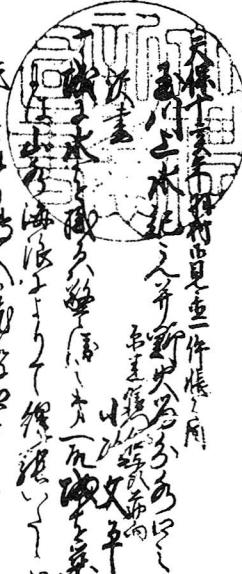
角田清美（一九八三）玉川上水と段丘地形、地理、二八（六）、一〇八、一一五。（古今書院）

東京都水道局（一九七五）『上水記』、七五ページ。

児玉幸多（一九五三）『近世農民生活史』、三五六ページ。

（吉川弘文館）

（すみだ・きよみ 東京都立小平南高校教諭・青梅市在住）
（やました・てつや 法政大学大学院博士課程在学中・青梅市在住）



玉川上水起元並野火留

分水口之訛書

天保十亥年羽村御見置一件帳之内

玉川上水起元_{并野火留分水口之}

原半右衛門組与頭勸向
小島文平

一城に水を掛るハ警護之第一故、城を築
ニは、山く每良ニヨリニ開長、ニノ美

事に承り伝へ候。然ルに江戸之

御城者 御本丸高く都而土地低

の困り候とて

大猷院様聖慮を御勞し、遊

しは、寛永年中御鷹野に被為
即成、無^レ才子之頃也くと即

此水を御府内江引へしとの

上意ニ而引候よし、今の神田御上水也。

其頃者いまだ神田川も堀割るけれ

ハ
久川町 游泳場田代
ノ
延々
堤ノ

あらす。水者至而清けれとも、水元程

近きゆえ、水重し。其上

御本丸江懸口らす、町方も日本橋辺まで
にて普く行渡らされハ、遠く玉
川の水を引渡度と。慶長年中、町
人庄右衛門清右衛門願出、御負ありて
取掛り候也。玉川ハ水元甲州都留の
郡小菅山丹波山、武州多摩郡日原山
の溪間より流出、三流合同し、巖に争い
流れ下りぬれハ、水至而かろし。長流
水なれハ、仙薬にひとやきゆえに、
御本丸懸りに相成、残水 御城下江下
し給ふ。是に勝る御救やあるへきとて、
武州多摩郡国分寺村真姿の流れを、
合水に引入へしと目論見、多摩
郡日野の渡の側なる青柳村、今之府
中領田用水口より引入、府中八幡下より
往還の方へ堀曲ヶ、染谷村の裏通を堀、
合水となせは、出水の砌、堰押流すと
も、狭山なる筈ヶ池も武藏野を流して、

御本丸江懸口らす、町方も日本橋辺まで
にて普く行渡らされハ、遠く玉
川の水を引渡度と。慶長年中、町
人庄右衛門清右衛門願出、御負ありて
取掛り候也。玉川ハ水元甲州都留の
郡小菅山丹波山、武州多摩郡日原山
の溪間より流出、三流合同し、巖に争い
流れ下りぬれハ、水至而かろし。長流
水なれハ、仙薬にひとやきゆえに、
御本丸懸りに相成、残水 御城下江下
し給ふ。是に勝る御救やあるへきとて、
武州多摩郡国分寺村真姿の流れを、
合水に引入へしと目論見、多摩
郡日野の渡の側なる青柳村、今之府
中領田用水口より引入、府中八幡下より
往還の方へ堀曲ヶ、染谷村の裏通を堀、
合水となせは、出水の砌、堰押流すと
も、狭山なる筈ヶ池も武藏野を流して、

官保村より合水、又御池より冰流
——三筋合流ノ所より、四谷の度
うきよりは若木戸戸ノモリ 水盛
滅——あくよハ橋や舟の助役——冰
入第古瀬加田の海石窟中か入は
厄除除えようまく七里川よよやら
福生村地内より、以西若近のあ瀬を
海之國東西旅代伊奈半十郎殿承前
彦二毛り程候余まほに及減りうて
富足すよしゆ扶持方を除く人足村
より移ふ後後ちや湯波水
大猷院様の思召を絶せられ
嚴有院様より御見分とゆる——
甚うへと御見分松平伊豆守殿江
よと向ひて高野山にて時々山奥に
に山奥をゆく人多かうそ山城は
さき而刻々身をよけり——とく御見
され、堀割の始末言上ありしとなり。然ルに

谷保村にて合水に成、兩池とも水流
れ、三筋同すれハ、旱水の患ひ
なきにより、四谷大木戸江むけ水盛
渡しけるに、八幡下井筋低く、水
入兼し。古堀敷、甲州海道府中宿の入口
堰屋塚前にあり。夫より六七里川上江登り

福生村地内より引入、四谷迄の水盛も
済み、関東御郡代伊奈半十郎殿、承
応二より猶伊奈半左衛門殿掛りにて

家来さし出、御扶持方を給り、人足村
より差出し、貨錢被下、堀渡候処

大猷院様の思召を継せられ

嚴有院様にも御覽慮を御勞し

遊され、何ほど堀割たるや見分いたし
参るへしと。惣奉行松平伊豆守殿江

上意ありて、其日帰りにて時々御見分

に、御城より直ニ御老人乗切にて御越な

され、堀割の始末言上ありしとなり。然ルに

源氏を京渡て皆ノ水をうね送るを
口上水仕をりがとくしめ食事と嘗て
川村地内にて水路の地内にて流
きされハ、松毛らを仰見す。又安松
金石をも尋ね水營の傍より縦舟
は今度の事に於て殿実家太河内金兵衛
又源國代江越の手代として、代内小
畠助左衛門安松金石を今大河内金兵衛
即者うきハ、安松金石を今大河内金兵衛
一地名の事ハ、彼不じ度一活い川越迄
内川の通船野方の建か、風除並木今も
無風を万石の御用をうけ、仰居る
因縁タゞ、こそえど、御者うきも後援
に拂うて、その印者よおとをも送詔す也。
浦上え金石の氣あハス、後毛の是
役勤務をつゝしれ村地内尾作より五の
神村玉子川崎村福生村尾作より
積り玉水盛渡、堤うへ橋、淡延々

堀渡も相済て、江戸表江水懸り相違なき旨
申上、水仕懸候得者、今に水喰土と唱江、熊
川地内にて、水残らす地中に引しに、流
れざれハ、詮方無て、伊豆守家来安松
金右衛門を以、再応水盛の伺あり被仰付。
此金右衛門者伊豆守殿実家太河内金兵衛
殿、浜田領河越迄の御代官にて、手代の内、小
畠助左衛門、安松金右衛門は地方其外とも
功者なれハ、家来遣わされ、右翼左翼とな
し、地方向の事ハ、彼等に談し給ひ、川越迄
内川の通船、野方の建出し風除並木今も

繁茂し、壹万石の新開をなせし、助右衛門が
目論みしとぞ。元より賢者なれ者諸侯
に稀なる古今の功者に名をふれ給ふと也。
然ルニ、元來金右衛門□水ハ見極置ぬれハ、
猶勘弁を廻らし、羽村地内尾作より五の
神村玉子川崎村福生村尾作より
積り玉水盛渡、堤うへ橋、淡延々

不朽一山陽本の上と羽村地内阿
善玉より孫三川傍河御 福生村
善食ミト横アリモ水盛アリ 尾作
國宿アリ山陽本施中西様ミの方御
沃ち尾作水突南アリム水門保
此多摩れの種アリシハ當田地津
シテ羽場御立ミト少浮雲も相
村前也山被より水ミ反させて水作
の社ミ祀まろて逆入ハ縁西堤築
立井筋ミト羽生村下梅ヶ鶴川村地
因リ海鷲村一道水食ミの本也て
捨場シテ一場筋と水仕ミテ種シ
クテ名子池の流也との砂川村裏アリ
山より上源ウタニ御食ミ國一江戸干
木小舟多シ怪首ノ頭ア池の頭ミシテ
御取丸底アリシテ公私共之流也
浦村と云々卷四隣御林木立茂リけるを、

不朽之御場所のよし申上、羽村地内阿
蘇宮より掘込み、川崎村へ掛り、福生村へ
落合へき積りにも水盛いたし、尾作
同様なる御場所、就中蘇宮の方勝し
訳者、尾作者水突当りぬるゆへ、水門保
ちかたい、かくこれあるべきなり。その上、御田
多く潰れ、阿蘇宮も少しハ御田地潰れ
候へ者、猶場所見立へきと御評義ニ而、羽
村前丸山裾より水を反させて、水神
の社を祀れる所に堰入、川縁通り堤築
立、井筋とし、福生村より掘入、熊川村地
内より押嶋村うら道、水喰土の前後者
捨堀にいたし、堀筋を水仕懸ケ、狭山
なる管ヶ池の流も今砂川村裏にて

御上水に跨かれハ、助水に同シ、江戸へ十
分に水懸り。往昔ハ箱ヶ池の水のみにても、
御本丸掛リハ乏しからす候はとに流出、箱
崎村を取巻四隣御林木立茂リけるを、

え御の八重松拂新園とすう水氣を拂
の田地を云ひ水押込池水潤き往々と
留出山村の地御一ノれいを細らり
水湧溢き流集り末八年とく川と通
りば若々池を穿ち土砂除、築を築者、邇
うる柳のとくへおとせの費多きと
いふが、従つてはより生扇の波
國の風氣をうまくのこへよし水湧溢事
ハ信網御長ゆ義政多き中の三大政の
計とくとよしより山とみをすむ三ト少
慶美とくしてかられりとくとくまた
兵反御本所剣を取考すともくにあ廢
天とりをめぐらへ、又庄右衛門清右衛門
川と名をもと名前をもと先の廢主年譜を
夢水銀取集方の作村方金を附すの元の
支度とく水銀の内とく西多函年とく下
右筋より水銀依舊の出金年とく水銀の少勤定

元禄の頃、御伐払新聞となり、水氣□廻り
の田地より土砂を押込、池水潤れ埋ミけれど、
富士山の地ハ低しけれハ、今畑谷より
水湧溢れ、流集り、末八年とらず川となれ
り。此箱ヶ池を穿ち土砂除、築を築者、邇
なる助水となるへけれ共、その費多きを

いとひ給ふか□しく埋もり、草生茂り、波
関の面影をなすのみ也。御上水堀渡し事
ハ信網朝臣御善政多き中の三大政の
ひとつ也。是より御上水懸高三歩御
褒美として下され候よしにて、半左

衛門殿家來、堀割取扱候者も、それぞれに御褒
美も下され候となり、又庄右衛門清右衛門は玉
川と名をもと名前をもと先の廢主年譜を
夢水銀取集方の作村方金を附すの元の
支度とく水銀の内とく西多函年とく下
右筋より水銀依舊の出金年とく水銀の少勤定
支配にて、水銀の内を以て御手当年々被下
相勤候処、樋井伏替の御入用并水銀の御勘定

立をりしゆへ、兩人其御咎被仰付其後に
なり都而、御上水ハ両御番衆の内、出役ニ而司り、
御勤被成。又町奉行衆之掛リニ被成、町年寄
取扱下役ハ、町方名主二三人ニ而相勤、御上水道野
方見廻リには、多摩郡下高井戸宿名主源太右衛
門、小金井橋より四谷大木戸まで、小川村名主弥三郎
殿被仰渡。宝曆之頃、兩人御免相願、弥次郎
跡役砂川村助右衛門になり、代田村ニ而御上水
路江落込るちり落葉のかかれる杉あれは、水
番多七是を掃る役なれハ、源多左右衛門見廻り
跡役のよすをひきぬけられ、寛政六年
抜き被仰付いづれも分水口の差引いたし。
是も往昔ハ分水口の少きゆへ、野方水番
なかりしを、万治の頃より享保元文迄ニ、
追々武藏の野原地新田になり、新田口
五月
西上水橋に刻れ建れひづま橋は

嵩ミけれハ、土佐守殿御伺之上、元文四未年
十二月御上水橋々に制札建られ、此なき橋は

元文ノ壬辰、初限通路の作場
移す。而も増年と廢ひ称する年。
九月も多忙の間、普請事務久松
築前守殿、長田越中守殿御主役に司り
川井次郎兵衛殿にて、御上水路一円の
工事破土と切られ、傍於に要塞、御通事
官三木松と石手寺を參り、主計を參
坐焉の御例治。前解り候後主は
寛政年中五載を度て入年也。又度て
前解り二年を及て、御上水路一円の
工事破土と稱す無川辺より大木戸迄
十武里の間者、鋪の凌なれハ赤土岩の
如くニヤ、水を蹴返し候ゆへ、渴水
節者いたく差支候也。安永の頃、浪人
宇田川長十郎、町奉行牧野大限守殿江
願出、天明ニ至リ千川用水の分水口並
新規ニ樋口一ヶ所被仰付食水となし、
引締極ケ而も作務終水とす

元文より後ニ掛り村限通路の作場之
橋なり。百有余年を曆、明和五子年之
九月五、奉行衆の内御普請奉行久松
築前守殿、長田越中守殿御主役に司り
御立合ハ、御目付大岡主水殿御勘定吟味役
川井次郎兵衛殿にて、御上水路一円の
御取扱を初ニ被仰付、猶要害之御趣意も
相立候儀と恐多も察し奉り候、是ニ寄
御上水の附洲張出し、苅払被仰渡、其後
寛政年中去類享和元西年迄、兩度の
苅払にて三度ニ及へりなにども、御上水
之路御堀割後、福生熊川辺より大木戸迄
十武里の間者、鋪の凌なれハ赤土岩の
如くニヤ、水を蹴返し候ゆへ、渴水
節者いたく差支候也。安永の頃、浪人
宇田川長十郎、町奉行牧野大限守殿江
願出、天明ニ至リ千川用水の分水口並
新規ニ樋口一ヶ所被仰付食水となし、

下谷上水橋渡せし頃ハ、町方御普請方
兩掛リニ而、羽村水仕懸の節ハ格別ニ
水嵩ミ候わけ者、一の水門より福生村の辺迄
壹里の間を凌てさへ、増水しけれは
下谷上水相止ミ、此分水口者御掛ニなり。
凌し所も水元の樋口より程近けれ者、
其後出水之度々小石流下り、敷埋り、
瀬も高く成候なり、此上、惣井筋之上
いわを御凌ひあら者、水掛リなる
程にても、相嵩むへきなりしかれとも、
先年者水神下より福生村前まで、
川縁を切落し、其土を以堤ミを
築キルれハ、保方もよろしく水も
堤などヘシミさりやと承りしか、
堤も度々切石川原と成しを、砂利堤ニ
御築立なれハ、川崎村まで肝要及
所にて、水減し候様に相見え候逆も、
当村の堰口の瀬形にてハ、金右衛門最初

下谷上水橋渡せし頃ハ、町方御普請方
兩掛リニ而、羽村水仕懸の節ハ格別ニ
水嵩ミ候わけ者、一の水門より福生村の辺迄
壹里の間を凌てさへ、増水しけれは
下谷上水相止ミ、此分水口者御掛ニなり。
凌し所も水元の樋口より程近けれ者、
其後出水之度々小石流下り、敷埋り、
瀬も高く成候なり、此上、惣井筋之上
いわを御凌ひあら者、水掛リなる
程にても、相嵩むへきなりしかれとも、
先年者水神下より福生村前まで、
川縁を切落し、其土を以堤ミを
築キルれハ、保方もよろしく水も
堤などヘシミさりやと承りしか、
堤も度々切石川原と成しを、砂利堤ニ
御築立なれハ、川崎村まで肝要及
所にて、水減し候様に相見え候逆も、
当村の堰口の瀬形にてハ、金右衛門最初

水盛りへひの橋を下る水引方
家との工事も是を行ふにまとう。
少く一費多きにあらず
引人あきらめ難名やの対
がくえがく水反るのみならず
ほれ水あら難事の如く大水あらえ
え福の如き大水あらえを逞強とい
かげ筋毛はづんとすらゆきや
うか審美の如きをじよまく
入じて國務人穿改三亥年之冬
勘定官役使役大森与兵衛殿御上水路
見廻りとして、羽村江向け通行之砌、
御上水旧来之始末之御穿鑿あり。阿芸宮より
引入候方、万代不朽なれ者、諸僕江命シ
御手伝也。御堀替可被仰付筋の動か
ざる所にして、今の形勢にて者いまだ
御要害の御趣意も簿く、田畠村囲し

水盛いたし候、阿芸宮より水引入候方、
最上の工夫にも是はあるへけれとも
御入用之費多けれハ、今頃丸山より
御引入あれとも、下浅間下の鼻
少し欠残り、水反るのみなれ者、
往来者阿芸宮よりの御引入とも成へき也。
元禄の如き大水ありて、堤残らす
かけ崩れハ、いかんともすへきよう
なし。御要害の御趣意にふれ候とて、
築前守殿者尾作阿芸宮の内より
引込むと目論見、寛政三亥年之冬、
御勘定吟味役大森与兵衛殿御上水路
見廻りとして、羽村江向け通行之砌、
御上水旧来之始末之御穿鑿あり。阿芸宮より
引入候方、万代不朽なれ者、諸僕江命シ
御手伝也。御堀替可被仰付筋の動か
ざる所にして、今の形勢にて者いまだ
御要害の御趣意も簿く、田畠村囲之

有上信使入とよ川へうみの御普請
出水也又半船に流き度き際限も
うなまくすむ付く事無清ら無質也
一五海割りとくあ行く山陽下りて
御城下の山陽下りて水盛御用積上
漸々下るもろく水没下りて西之郷の
もううへ立合にての因縁なりやくも
うも物

一四水御渡而後てひきみ水足き
伊豆守御経行て極てのうて直往
万治年中小川村砂川村新開ニ也
奉水也とふれとトえ徳九年年
ゆ山御殿今のも川はも川徳九子
至御主事侍御のうて山より修築
國税御度修築平八戸和二入之掛
御山の直保二年ゆきある
山より水御度を止めとて以故
うつまくすむ水のひく御用あり

為に、諸役人を被遣、川々などの御普請
御手当也。又、出水に流れ崩れ、際限も
なかれと、其時之御普請被仰付共、
一度堀割る者、不朽之御場所にして、
江城第一の御備なりと、水盛御入用積迄
済し候。間もなく転役ありて、御主役の
方ならず立合にての目論見ゆえ、夫きり
と□成し也。

一御上水御堀渡承応之頃者、分水口なく
伊豆守殿御拌領之樋口のみにて、其後
万治年中、小川村砂川村新開ニ也候節、
香水として分水口被下、元禄九子年
白山御殿江今の千川徳兵衛同

太郎兵衛が願ひにて、御上水方佐橋
内藏助殿伊勢平八殿外三人之掛ニ而

分り白山への、享保七寅年、御上水方
小笠原忠左衛門殿相止め候よふに、今後
ありけりとも、宝永の頃より田用水に

（略）
水科を徳兵衛より承り、
水科を御用と御の村々細田、流し
場所より水科米を取助成いたし居候。
都而玉川庄右衛門清右衛門江対談すミ
兩人申立分水口被下候事ニ也、追々、
相高其後、享保・元文ニ、武藏野新田
御取立之砌、田用水ニ分水口被下呑水と
のミ、心得居とさにあらす訝者、村々へ
三四ヶ所ツ、井戸の御手当を以、被下堀置
分水口留し頃ハ、其井も汲ミ候事ニ而、
川崎平右衛門殿新田御世話役より、支配
勘定格御代官迄ニ被仰付後々場所
かえりなり。田の出来候までニ者世話行居す、
被下切の様にあとなく兼用いたし
居るよし。是により亥の冬、与兵衛殿
御礼しありしハ、水科を納す、水引取
分水口之先々、由方を出来候哉左なくハ、

いたし来れども、樋口少しく残りて、

當時も徳兵衛之子孫あり、

公儀江水科米を納め、村々畠田ニ流シ
場所より水科米を取助成いたし居候。

都而玉川庄右衛門清右衛門江対談すミ
兩人申立分水口被下候事ニ也、追々、
相高其後、享保・元文ニ、武藏野新田
御取立之砌、田用水ニ分水口被下呑水と
のミ、心得居とさにあらす訝者、村々へ
三四ヶ所ツ、井戸の御手当を以、被下堀置
分水口留し頃ハ、其井も汲ミ候事ニ而、
川崎平右衛門殿新田御世話役より、支配
勘定格御代官迄ニ被仰付後々場所
かえりなり。田の出来候までニ者世話行居す、
被下切の様にあとなく兼用いたし
居るよし。是により亥の冬、与兵衛殿
御礼しありしハ、水科を納す、水引取
分水口之先々、由方を出来候哉左なくハ、

樋口御引上ヶ可被成旨、伊奈右近将監殿より

案内に出し、出役江申渡有之候。是者

平右衛門殿より半左衛門江与村引渡候節

申送ありて、事につき始末申上分り候哉。

村々も的中ひたし候へに哉、畠中成の

出来候様いたし、御取箇増へきと訴、

御調も済ミ候ほとの事にて、全く

治定せざる事、猶相分候。分水口の

御取締り方、各々水配りあらハ、五千俵

くらいの御取箇ハ、増へきなれば土□之

御益になれハトて、見分糺しも済て、

村々親しかり、与兵衛殿転役して掛り、

御普請役野々山金一郎君 病死いたし候へハ

其後者
しく
夫きりに也候なり

享保年中紀州より
野村時右衛門・小林

平六両人
新田方に被召出
其以前より

和左衛門考 武藏野新田願人にて

貫井村の者なりしか、羽村御上水

享保年中堤通流れ、崩れ水之

懸らざりしを、平右衛門殿押立村之

長にて、新田世話役なりしゆへ、江戸方と
振分り、水仕懸に掛り候節者、利左衛門も

人足差配し出後に、川崎堀之堀替之砌も

最初堀割之例ニ而、近郷百姓之出賃金被下
掛けハ、平右衛門殿江被江被仰付、水神山口
当れる水の草花村御林下へ突当り、

其返し川崎村之堤押破り候ニ付堀替

被成、川表之堤ハ流れ崩れ、今も福生村ニ

引入口之古堀残り、新たの堀ハ今も川崎村と
唱へ、是者川崎村之地内、古の名にて
あらす、奉行して堀割し人の

姓を伝へしなり。此平右衛門と

利左衛門者旧友にて、鈴木新田といへるを

開き長也しか、渡手代となし、石州

銀山江も連行。老中に及ひ古郷ニ帰り、

八拾余迄ながらへ居されハ、數度

享保年中陸通流れ、崩れ水之
長にて新田世話役なりしゆへ、江戸方と
振分り、水仕懸に掛り候節者、利左衛門も
人足差配し出後に、川崎堀之堀替之砌も
最初堀割之例ニ而、近郷百姓之出賃金被下
掛けハ、平右衛門殿江被江被仰付、水神山口
当れる水の草花村御林下へ突当り、
其返し川崎村之堤押破り候ニ付堀替
被成、川表之堤ハ流れ崩れ、今も福生村ニ
引入口之古堀残り、新たの堀ハ今も川崎村と
唱へ、是者川崎村之地内、古の名にて
あらす、奉行して堀割し人の
姓を伝へしなり。此平右衛門と
利左衛門者旧友にて、鈴木新田といへるを
開き長也しか、渡手代となし、石州
銀山江も連行。老中に及ひ古郷ニ帰り、
八拾余迄ながらへ居されハ、數度

逢毎に、程々の事物語いたしけれハ、
承り伝候、平右衛門殿 官命者和州
吉野、常州梅川村の桜の実を崩上、

鈴木新田より閔野新田の辺迄、御上水の
両縁江、壹里二十四町の内に植、利左衛門ニ
実を崩苗を仕立植し出、是ハ

有徳院様御内々好せられ

上意なれハ、新田掛り之町奉行大岡

越前守殿差図にて、植しと承り候。

御上水両縁三間通りにハ、松の古木有之を
水氣を引揚井筋之水滅候迎、明和

年中、築前守殿申上ニ而御伐払被

仰付し候とも、是ハ理屈を論し詰たる

説なり。水廻ニ古きある時ハ、その水氣
を引はけ費候やうに見ゆれとも、

古木あれハ究て土中の水氣を集め、

窪地沢辺江流れ出るものにて、地方返法の
正説也。先年吉祥寺村の御林御伐払ニ□

逐毎に種の事あらへ、是ハ
市ノ作手平左衛門辰 宮命者和州
吉野、常州梅川村の桜の実を崩上、
水氣を引揚井筋之水滅候迎、
水氣を引揚井筋之水滅候迎、
實を崩苗を仕立植、是ハ
有徳院様御内々好せられ
上意なれハ、新田掛り之町奉行大岡
御上水両縁三間通りにハ、松の古木有之を
水氣を引揚井筋之水滅候迎、明和
年中、築前守殿申上ニ而御伐払被
仰付し候とも、是ハ理屈を論し詰たる
説なり。水廻ニ古きある時ハ、その水氣
を引はけ費候やうに見ゆれとも、
古木あれハ究て土中の水氣を集め、
窪地沢辺江流れ出るものにて、地方返法の
正説也。先年吉祥寺村の御林御伐払ニ□

井之頭の池水洞れて、木々立茂ニ
随ひ當時ハ、水湧き満ち、いかなる旱ニも
水絶る事なし。多波・小菅・日原辺の
山々、御伐出之後、玉川之本水減し、
所々に釜を唱へ、淵えありしも埋ミける
よし。古老の眼前を語る所なり。

され者、御上水路の三間通の芝地に
古木立茂るよう、成行ハ却丙、御上水路の
水氣減し、申間敷き訳者今之形勢
にハ、夏より秋へかけて、草葉もよれる
ほとに照りつけ、土□の立ハ、自ら
井筋の水ハ減キトキアリ云々遂シ
立茂る山林、極て土しめり、湿氣強き
もの也。今も十三里の間、土地相応の
木品、就中油になる実のつ木を專に、
植ハ往々広太の御益と也。夏月に
水氣の減る患ひもなけれハ、落葉の
吹ちらぬ柏月桂の類、御植□□□

井之頭の池水洞れて、木々立茂ニ

隨ひ當時ハ、水湧き満ち、いかなる旱ニも
水絶る事なし。多波・小菅・日原辺の
山々、御伐出之後、玉川之本水減し、
所々に釜を唱へ、淵えありしも埋ミける

よし。古老の眼前を語る所なり。

され者、御上水路の三間通の芝地に

古木立茂るよう、成行ハ却丙、御上水路の
水氣減し、申間敷き訳者今之形勢

にハ、夏より秋へかけて、草葉もよれる
ほとに照りつけ、土□の立ハ、自ら

井筋の水ハ減キトキアリ云々遂シ

立茂る山林、極て土しめり、湿氣強き
もの也。今も十三里の間、土地相応の
木品、就中油になる実のつ木を專に、
植ハ往々広太の御益と也。夏月に

水氣の減る患ひもなけれハ、落葉の

吹ちらぬ柏月桂の類、御植□□□

卷之三

聊の草、永にとなつミ、木品御植立□ハ
御取扱も有へき事ならんか。

一
之
大
事
無
加
任
其
事
業
而
不
休
也

被下けるとて、里語ニ者伊豆守殿と

唱へ、野火留用水共唱わけハ、菩提所

武州山三君岩林館立

建立し、居宅引移さんと、分水口

押領あり。野火留といへる芝地、新開二

取扱り
古き地名なれどて、野火畠村と

玄林寺村者二地三丈袤田又二一亩万坪

余之極無し□置、明暦・万治の頃、引寺の

願ひ相濟、寛文三年福せしと也。退出

新間の木ノ内、井坊の石和崩木。

廻し、百姓の相続並に、木品盛木の

手当となれり。残水廻れるを

いろは堰とて、長武間ツ、の四十八間
掛て、川を打越し、樋の下を
通船往来なせるやうな、金右衛門か
工夫ニ而、宗岡村の地を畠田成となし。
元禄年中迄、川越在城故三代領之
柳沢美濃守殿江渡り、近来秋元
但馬守殿領分なれを、前の姿に修理を
加へ、今も樋ありて永続之助となり。
別に、宮戸村江も一筋掛け、小給所なる由ニ、
新開の地、野火留・菅沢村・其外、式三ヶ村を
添、五千石とし、次男松平因幡守殿を分知
せられ、式万五千石迄ニ御加増あり、常州
土浦の城主となり、京都所司代之砌
卒去。実子なけれハ、甲斐守殿次男
魅網朝臣を相続養子ニ願ひ迎、領
下されしと也。元禄七、伊豆守殿川越より
下總の亘り入国替り、仰付川越ハ一円□
美濃守殿江渡り、本家一同知行かへに

いろは堰とて、長武間ツ、の四十八間
掛て、川を打越し、樋の下を

通船往来なせるやうな、金右衛門か

工夫ニ而、宗岡村の地を畠田成となし。

元禄年中迄、川越在城故三代領之

柳沢美濃守殿江渡り、近来秋元

但馬守殿領分なれを、前の姿に修理を

加へ、今も樋ありて永続之助となり。

別に、宮戸村江も一筋掛け、小給所なる由ニ、

新開の地、野火留・菅沢村・其外、式三ヶ村を

添、五千石とし、次男松平因幡守殿を分知

せられ、式万五千石迄ニ御加増あり、常州

土浦の城主となり、京都所司代之砌

卒去。実子なけれハ、甲斐守殿次男

魅網朝臣を相続養子ニ願ひ迎、領

下されしと也。元禄七、伊豆守殿川越より

下總の亘り入国替り、仰付川越ハ一円□

美濃守殿江渡り、本家一同知行かへに

ありより先般漢書の本を行き
御内閣後玉と辰と少將の御上原
を承取れども、元徳年中と様に

野火留続三千石を御加増の地に、右京
太夫殿願ひにて、元禄年中より猶永々
なりけり。先祖墳墓の地もあれ者、
被下候の

御朱印のよし、右用水今も伊豆守殿

一野火留用水の事、堀割の始末ニ種々の
雖說有とも、伊豆守殿耳頂、理語ニ存

の訳者、堀筋上六、□ 壱間半、敷一間、左右
の間に揚場壹間、着敷壹間分。水口より

社領の免直りくらいに、御料所の地
潰し、堀筋殊^ニ往来自由ならしめん

為也と、道敷迄下さるべき訳なく、此所

水盛堀割いたし、燈籠の腰に黒く

書、目印見当にいたし、後ニ金右衛門

平林寺江をさめ、其勤功を永く

伝んとて、今も此寺にて、彼の合印を

燈燈^ニ用るとなり、御上水野火留分水口の

辺ハ、上ハ、四間、敷三間なるを、伊豆守殿、見込給ひ、三間の敷を二間となし、分水口を

壱間とし、敷より五寸上りニ、巾壱尺位

長四尺程の石を敷並へ、御上水縁表通

左右式間ツ、分水通り両縁三間余、

セ石 第二表水没水の深さ

勢ひのつくよふにいたし、犬御上水の

内瀬の其ゆるく、万代不朽なる瀬形の

変し、さる場所を見立、御願御上水ハ

至而重く扱ひ、拝領者三分なれとも、

押詰計立候ハ、五厘を当り候由ニ

承り候へ候
元祐三年三月廿二日

鼻少し残、川水も三ヶ年漬兼村々江

触あり。人足を出し、多波・小菅・日原の

三山麓迄川洗被 仰渡、長木を枝之
まし、伐繩を付打込ミ、水中引すり
しと也。□而大水故ニ御上水路勿論、
野火留用氷堀も两岸へ水滯□□宗江
押上る程の事ニ而、野火留分水口も殊ニ
欠崩れ、因幡守殿物入を以、以前の如く
築直し、今も縁通者保ち、居敷の石ハ
抜捨て、石の取散したる石を揚るとに
かけ、敷ハ百姓家ニ持行、踏産等にも
至し置候由なにとも、夫と断改候事も
ならざるやうに成行、當時ハ御定の
敷より壹尺ほども下り候、趣に見ヘ、古
来の形崩れされハ、御上水不足の節ハ
皆留、惑ハ五分三分の明きを被 仰渡
野火留村迄ハ四里余の長途なれば、
小川村弥次郎見廻り勤頃より相対
いたし、引付ニなり、年々俵杉木代多く
相懸り、伊豆守様江下されし御拝領之

水ヶ根二度々水を御留被成ヶ様ニ、御入用
之掛ても、水の来ぬよふに成候とはめき、
古来、公儀より無理ニ御漬し被成候
様に村方心得へ共、是ハ敷の石を取
散せしも、夫成いたし置ける故なるを、
不心得を以、人を恨るハ、下民の情也。敷の
赤土、杉に堀れ、惑ハ両岸の石ニ当り水□て
流込、近年敷の下り、古来變し、水留被
仰渡候ハ、分水口ニ臨ミ、眼前なれハ、
公儀より免し給ハざる所なり。しかハあれと、
此水口の留れハ、野火留領三ヶ村ハ、桶杯ニ
水を汲あつめ、或ハ堀を窪め、溜置とも
平け沢山ニ遣捨して、引替にて四・五日ニも
及び、分水口の明されハ、処至と難儀いたし、
湧よりの患すくるならひと承り□□ひ候。
村数も十ヶ村程ニ懸るを、定掛ニ也て
居る事にて、武藏野者分水口より程
遠からず。殊に堀井も有て、彼三ヶ村者

水ヶ根二度々水を御留被成ヶ様ニ、御入用
之掛ても、水の来ぬよふに成候とはめき、
古来、公儀より無理ニ御漬し被成候
様に村方心得へ共、是ハ敷の石を取
散せしも、夫成いたし置ける故なるを、
不心得を以、人を恨るハ、下民の情也。敷の
赤土、杉に堀れ、惑ハ両岸の石ニ当り水□て
流込、近年敷の下り、古来變し、水留被
仰渡候ハ、分水口ニ臨ミ、眼前なれハ、
公儀より免し給ハざる所なり。しかハあれと、
此水口の留れハ、野火留領三ヶ村ハ、桶杯ニ
水を汲あつめ、或ハ堀を窪め、溜置とも
平け沢山ニ遣捨して、引替にて四・五日ニも
及び、分水口の明されハ、処至と難儀いたし、
湧よりの患すくるならひと承り□□ひ候。
村数も十ヶ村程ニ懸るを、定掛け也て
居る事にて、武藏野者分水口より程
遠からず。殊に堀井も有て、彼三ヶ村者

井もうち室の元水口へ水口明き候とも、
一昼夜者行渡頃ゆへニ、将来批判の
うきよふに、その場を見立、金右衛門か
妙術を残せしハ、各人の志威□□に
絶たり。土産敷の石足能、此分水ニ限り、
御取締、宜、外の分水口者御取締に成とも、
勤さる御由緒のよし訳者、御褒美ニ給り
ゆへなけれハ也。桶蓋の上に土手なく流込、
水懸多よふに、水筋ゆれとも、全く
さにあらす。敷の通ニ、江戸掛を沢山と
見込、敷より五寸上り、残土ハ水三分引者
野火留用水の元形を御用ひにて、江戸
掛り御意見あり。都而上ハ水を被下候義も、
草木も無くも事一トビ上野御水屋
水口元形に直り候ハ、外三十口余の樋口
御取締方の御見合にも、成候趣にも
成行可申候。或人、玉川御上水ハ、川村
随軒之水盛と申しが、時代違の

井もなく、□の呑水にて、水口明き候とも、
一昼夜者行渡頃ゆへニ、将来批判の
なきよふに、その場を見立、金右衛門か
妙術を残せしハ、各人の志威□□に
絶たり。土産敷の石足能、此分水ニ限り、
御取締、宜、外の分水口者御取締に成とも、
勤さる御由緒のよし訳者、御褒美ニ給り
ゆへなけれハ也。桶蓋の上に土手なく流込、
水懸多よふに、水筋ゆれとも、全く
さにあらす。敷の通ニ、江戸掛を沢山と
見込、敷より五寸上り、残土ハ水三分引者
野火留用水の元形を御用ひにて、江戸
掛り御意見あり。都而上ハ水を被下候義も、
草木も無くも事一トビ上野御水屋
水口元形に直り候ハ、外三十口余の樋口
御取締方の御見合にも、成候趣にも
成行可申候。或人、玉川御上水ハ、川村
随軒之水盛と申しが、時代違の

論ニ而、安松金右衛門の水盛堀割者

御郡代之掛りを以、最寄村々より人足を
出し、願人ハ庄右衛門、清右衛門ニ而、水番
羽村儀助・大木戸彦七両人ハ、願人共下代
にて、引続相勤、羽村にて壱人御外口
御取放ニ成し、跡百姓より源兵衛を被
仰付候やと、承り候。然るに、羽村両人
寛政年中御取放と成、今ハ茂十郎・半助
とて、彼村之百姓より被仰付、則當時
之水番也。承応三の年ハ、支干も長流、
水ニ当り、當り目度年なれハとて、この
御上水ニ堀掛り候由ニも、むへなる哉。御上水の
日増ニ榮流して、術□之御臨沢も行て、
御成下ニ住る人ニ名水を汲れる事、猶
君ヶ代の尽せぬ御恵ミなりと仰き奉り候。
□先祖善兵衛と申者、大庄屋相勤、
承応年中村内人足引連、御上水路
御堀割之御場所江罷出、人足の差配いたし。

小川村ニ成候所、いまた一田武藏野

芝地にて、居村地先を堀割、殊ニ、野火
留用水ハ間近き地先の水盛の事

なれハ、堀割迄、度々立合出候旨申伝、
其外、里俗ニ承に伝人心得罷在候趣
とも、認候事ニ而御座候。

一承り候得ハ、相当之ケ条も打開

申候、見合之所ニモ、可相成哉と

奉存候ニ付、申聞候趣、書面ニ而差出
候様申達候処、別帳差出申候間、

入御覽申上候。以上。

亥

九月

佐橋長門守

(以下次号へ続く)